

小松島市低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松島市が発注する建設工事について、当該工事の契約内容に適合した履行の確保を図るため、低入札価格調査制度を設け、制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 本制度の対象は、入札後審査方式一般競争入札による建設工事とする。

(低入札価格調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の算定は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により入札の執行者が算定する。

調査基準価格（税抜き）の算出は、次によるものとする。なお、調査基準価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。

「調査基準価格（税抜き）＝低入札価格調査基本価格（税抜き）×ランダム係数」

低入札価格調査基本価格（以下「調査基本価格」という。）（税抜き）の算出については、次の各号に掲げる式によるものとする。

なお、調査基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。

ただし、この算式により算出した調査基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の $9.2/10$ を超える場合は、予定価格の $9.2/10$ を調査基本価格とし、予定価格の $7.5/10$ に満たない場合は、予定価格の $7.5/10$ を調査基本価格とする。

(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

〔直接工事費× 0.97 ＋共通仮設費× 0.9 ＋現場管理費× 0.9 ＋一般管理費等× 0.55 〕

(2) 建築工事

〔(直接工事費× 0.9)× 0.97 ＋共通仮設費× 0.9 ＋(直接工事費× 0.1 ＋現場管理費)× 0.9 ＋一般管理費等× 0.55 〕

(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

(ランダム係数の算定方法)

第4条 ランダム係数は、徳島県電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の3桁のくじ番号と入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁を使用）をもとに自動的に算定される値とする。ただし、紙入札で参加の場合は、くじ番号は000とし、入札書受信日時は、入札の執行者が入力した時刻とする。

2 ランダム係数は、1.0000から1.0060までの範囲で0.0005刻みの13通りの値とする。

(失格基準)

第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札者」という。）が次のいずれかに該当するときは、第6条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。

(1) 入札価格（税抜き）が失格基準価格（税抜き）を下回る価格であるもの。

失格基準価格（税抜き）の算出は、次によるものとする。なお、失格基準価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、入札の執行者において入札の事後に公表する。

「失格基準価格（税抜き）＝失格基本価格（税抜き）×ランダム係数」

失格基本価格（税抜き）の算出については、次のイからハマまでに掲げる式によるものとする。

なお、失格基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。

ただし、この算式により算出した失格基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を失格基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。

イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事

〔直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.55〕

ロ 建築工事

〔(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.85＋一般管理費等×0.55〕

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

(2) 入札時に提出された工事費内訳書の記載金額が、次の数値的判断基準のいずれかひとつでも満たさないもの。

①直接工事費が設計金額における直接工事費の75%以上

②共通仮設費が設計金額における共通仮設費の70%以上

③現場管理費が設計金額における現場管理費の70%以上

④一般管理費等が設計金額における一般管理費等の30%以上

ただし、電気通信設備工事及び機械設備工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作を含む工事の場合並びに総合評価落札方式において技術提案をもとに設計金額を作成する場合については、この基準は適用しない。

(3) 第7条の規定により、第6条に定める調査を辞退している者。

(調査の実施)

第6条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札の執行者は、落札者の決定を保留にする。

2 建設工事の担当者は、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、次の各号に掲げる項目のうち必要な項目について、当該入札価格で入札した者のうち落札候補者となった者に対して、期日を定めて調査に必要な書面を提出させるとともに、事情聴取を行う等の方法により調査を実施する。

なお、調査に使用する入札価格の内訳書は入札時に提出させたもので行うこととする。

- (1) その価格により入札した理由（安全で良質な施工ができる理由）及び入札価格の内訳書等の徴取
（理由を説明する手持工事，地理的条件，手持資材，資材購入関連，手持機械数等の状況）
 - (2) 過去2年間に完成した，原則小松島市発注工事の工事成績
 - (3) 経営状況（保証会社等へ照会）
 - (4) その他の必要な事項
- 3 前項に規定する落札候補者となった者が，指定された期日までに同項に規定する書面を提出しない場合は，契約締結の意思がないものとみなし失格とする。

（調査の辞退）

第7条 入札に参加しようとする者は，入札参加資格審査申請時に，開札の結果自らの入札価格が調査基準価格を下回った場合に前条の調査を受けることをあらかじめ辞退することができる。

（委員会の設置）

第8条 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち落札候補者となった者に対し当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため，低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第9条 委員会は，委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は，都市整備部長をもって充て，委員は，当該建設工事を所掌する課長，契約担当課長及び委員長が必要と認める者をもって充てる。

（委員長）

第10条 委員長は会議を総理する。

- 2 委員長に事故がある場合は，委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。
- 3 委員長は，必要があると認める場合は，委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、建設管理課において処理する。

(落札者の決定)

第13条 入札の執行者は、委員会での審査の結果、当該工事の契約内容に適合した履行がなされると認められた場合は、落札候補者を落札者とするが、適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、落札候補者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以降と同様の手続きによる。

また、総合評価落札方式による入札の場合、評価値の同じ者が複数である場合は、それらの者でくじにより決定された者について、第6条以降と同様の手続きによる。

(落札者の通知)

第14条 落札結果は、落札者及び他の入札者全員に対して、書面により通知する。ただし、徳島県電子入札システムによる入札の場合は、当該システムにより通知する。

(審査結果の通知)

第15条 委員会での審査により失格とした場合は、入札の執行者は、失格となった者に落札者としないう旨を通知する。

(調査基準価格及び失格基準価格の公表)

第16条 入札の執行者は、調査基準価格及び失格基準価格を入札後に公表する。

(入札参加者等への周知)

第17条 本制度の円滑な運用を図るため、入札公告に「小松島市低入札価格調査制度を適用する。」旨を記載するとともに、入札執行の際に次のことを周知し、問題が発生しないよう配慮する。

(1) 調査基準価格及び失格基準が設定されること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に応じなければならない。

(契約締結時の取扱い)

第18条 契約担当者は、第13条の落札者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、契約締結をしようとする者に対し次の条件を付す。

なお、一般競争入札の共通事項等においてこれらの条件を周知し、問題が発生しないよう配慮する。

- (1) 小松島市建設工事請負契約約款に関する規則（令和2年小松島市規則第23号。以下「契約約款」という。）第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上、契約約款第55条に定める違約金の額は、10分の3となること。
- (2) 契約約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該建設工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- (3) 契約約款第35条に定める前金払いができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (4) 下請業者に対する下請代金の支払状況等について報告を求め、必要がある場合は、事情聴取等を行うこと。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。